
平成26年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

平成26年3月18日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成26年3月18日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(16名)

1番 魚谷 洋一君	2番 平川 敏郎君
3番 田中隆太郎君	4番 広田 清晴君
5番 荒川 政義君	6番 中本 博明君
7番 松井 岑雄君	8番 今元 直寛君
9番 尾元 武君	10番 平野 和生君
11番 吉田 芳春君	12番 濱本 康裕君
13番 新山 玄雄君	14番 小田 貞利君
15番 魚原 満晴君	16番 久保 雅己君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 西村 利雄君	議事課長 中村 和江君
書記 大下 崇生君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 椎木 巧君	代表監査委員 …………… 西本 克也君
副町長 …………… 岡村 春雄君	教育長 …………… 西川 敏之君

公営企業管理者	………	石原 得博君	総務部長	………	星出 明君
産業建設部長	………	佐川 浩二君	健康福祉部長	………	川口 満彦君
環境生活部長	………	奈良元正昭君	久賀総合支所長	………	松村 正明君
大島総合支所長	………	福田 美則君	東和総合支所長	………	藤山 忠君
橘総合支所長	………	吉村 昭夫君			
会計管理者兼会計課長	………				岡本 洋治君
教育次長	………	西本 芳隆君	公営企業局総務部長	…	藤田 隆宏君

午前9時30分開議

○議長（久保 雅己君） 7日の本会議に引き続き、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（久保 雅己君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は3名であります。通告順に質問を許します。11番、吉田芳春議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 11番、吉田でございます。

私は周防大島幹部交番の建てかえと、機能強化について町長の御所見をお伺いいたします。

警察は、治安を担う行政機関であり、地域住民の安全安心の拠点としての重要な役割を果たしております。最近では、東日本大震災の発生を契機に災害対策拠点としての警察署の機能が注目されております。

日本列島は、台風や大雨、地震等による自然災害が発生しやすく、過去にもこれらの災害によって多くの被害が発生しております。警察では、災害が発生し、または、災害が発生するおそれがある場合には、個人の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序の維持を図るため、情報の収集、救出、救助活動、避難誘導、緊急交通路の確保等の災害警備活動を行っております。

また、振り込め詐欺や、交通事故の被害から高齢者等を守る活動拠点としての機能、サイバー犯罪を初めとする、新たな犯罪の抑止拠点としての機能等、警察署のさまざまな機能の重要性が高まっています。

さて、平成21年4月に山口県内の警察署の再編整備計画において、大島警察署は、柳井警察署に統合され、周防大島幹部交番となりましたが、42年間の長きにわたり、地元住民にとって警察は安全と安心のよりどころであり、歴史ある大島幹部交番は県内でも庁舎の老朽化が進み、耐震構造が基準を満たしておらず、地震による倒壊の可能性が高い建物であることから、災害対策に従事する署員及び地域住民の安全確保のためにも強固な幹部交番を新築する必要があると思

います。

去る14日、午前2時7分に伊予灘を震源とするマグニチュード6.2の地震が発生し、本町では小中学校の校舎、渡り廊下などでひび割れや破片が落ちましたが、幸いにも大災害には至りませんでした。

しかし、近い将来、南海トラフによる巨大地震が予想されており、周防大島町は東南海、南海地震対策推進地域に県内で唯一指定されております。このような状況にあつて、今後警察の果たす役割は大きなものがあります。

また、社会環境の変化や、治安情勢の変化に対応するため、依然として警察を取り巻く環境は厳しい状況にあると思います。20年、30年先の将来を見据え、町民の皆さんが、安全安心な社会を実現できる地域社会を実現するためには、地元住民の利便性や警察活動の効率性を十分に考慮して、建設場所を選定し、早期に建てかえて、警察機能の強化と治安維持に努め、安心安全な明るい社会の実現を図るべきだと思いますが、町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） それでは、吉田議員さんの周防大島幹部交番の建てかえと機能強化についてという御質問をいただきましたので、お答えをいたしたいと思います。

旧大島警察署は、平成21年4月1日の警察署再編整備に伴い、柳井警察署に統合され、大島幹部交番となりましたが、文字どおり大島郡の安全安心のとりでとして、地域住民の生命、財産を守る最重要な機関であります。

しかしながら、現在の幹部交番であります旧大島警察署庁舎は、議員さん仰せのとおり、県内10カ所に立地する幹部交番の中で最も建築年次が古く、老朽化が進んでいる上に耐震基準を満たしていないなど、大きな被害が想定される南海トラフ地震に対して、大きな不安を抱えておる施設であります。

こうしたことを踏まえまして、本町における「安全と安心」の要であります周防大島幹部交番の早期建替えと、これを機に、本町全体を視野に入れた災害拠点として、また、「安全・安心ステーション」としてのさらなる機能強化を図られるように、平成25年9月26日でしたが、県知事及び県警本部長に議長及び町長の名前で要望をしたところであります。今後、町といたしましても、建設場所の選定等、事業の推進にあたり、できる限りの協力をしてまいりたいと考えております。

なお、建設の候補地として県警のほうからは、防災と防犯の機能の一体化を図るために、県の防災センター隣接地とか、または、抑止力向上のためを視野に入れて、国道437号線沿いという声がありますが、いまだ、何もその用地の場所の選定について確定的なことにはなっていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 本町は、災害が起きたとき1人も犠牲を出さない、防災に強いまちづくりに取り組んでおりますが、治安につきましても町民の皆さんが安全で安心して暮らせるまちづくりに、今後とも、なお一層の取り組みをお願いいたしまして私の質問は終わります。
ありがとうございました。

○議長（久保 雅己君） 以上で吉田議員の質問を終わります。

.....

○議長（久保 雅己君） 次に、10番、平野和生議員。

○議員（10番 平野 和生君） 10番、平野です。

通告のとおり、周防大島町消防団についてと、自治会等のAEDに関して、この2点から御質問申し上げます。

消防団員の減少は全国的に減少傾向で、特に高齢化が進む中山間地域や、小規模な離島においては、深刻な問題となっております。本町も我が分団を初め、多くの分団が団員数の減少に頭を抱えているのではないのでしょうか。

本町消防団員の定数と、今現在の団員数と、今後の新入団員の勧誘はどのようにしていくのか伺います。

次に、団員の報酬は年間1万6,000円と条例にありますが、いつからこの1万6,000円なのか、私としては低いと思うのですが、町長のお考えをお聞かせお願いいたします。

最後に、団員の退職について、定年制は条例にありませんが、一定の区切りで例えば会社の定年であったり、転居したりなどで、団をやめて、新たに入り直すことができるとお伺いしておりますが、事実でしょうか。

退職時にいただく退職報償金の額は、条例には別に定めるとありますが、報告をお願いいたします。

次に、AEDに関して、数年前中学校合併時により、不要になったAEDを自治体など払い下げていただきました。それから後、毎年のように、町外団体からの寄附等があるように見受けられます。電池の交換等、自治会等においてはかなりの負担がかかるものであります。全ての自治体でのAEDの電池ほかの交換を町でしていただくよう、よろしくお願いいたします。

以上、2点です。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 平野議員さんの、周防大島町消防団についての御質問にお答えいたしたいと思います。

最初に、周防大島町消防団の定数及び現在の団員数についてお答えをいたします。

周防大島町消防団の条例定数は972名でありまして、本年2月1日現在の団員数は901名であります。

次に、消防団の年報酬につきましては、合併当初、旧4町の状況を考慮して決定された金額であります。柳井地区消防組合を構成する市町と比較いたしましても、本町の報酬額は平均的な数値であり、極端に低いというふうには考えておりません。

次に、消防団員の退職についての御質問でございました。

消防団員の定年は定めておりませんので、団員本人の申し出により退職を承認することとなります。また、退職後の再入団につきましては、条例の定める団員の資格を有する方であれば何年度でも再入団は可能であります。

また、退職報償金の額につきましては、消防団員等公務災害補償等共済基金における退職報償金制度の規定に基づいて支給をされております。

次に、新たに団員を募る場合の本町独自の施策についてお答えをいたします。

本町では、従前から消防団の各分団の自助努力により、団員の加入促進が図られておりますが、地域によっては人口の減少や高齢化により団員の確保が大変厳しいという状況にある団もあります。また、比較的人口の多い集落や青年層が多くおられる地域でも、地域住民とのつながりが少ないなど、消防団に対する理解が得られないため、団員の確保が厳しく分団の形成が難しい地域があることも認識をいたしております。

町といたしましては、今後、消防活動の軽減化とか、または分団の統合を含めた対策を講じるとともに、関係自治会等の協力を得ながら、団員の加入促進を図ってまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

済みません、自治会等のAEDに関してについての御質問もいただきました。

公共的施設に町が設置したAEDにつきましては、電池やパッド等の消耗品の買い替えにつきましては、当然町で負担をいたしたいと思っております。

○議長（久保 雅己君） 平野議員。

○議員（10番 平野 和生君） まず、消防団のことですけれど、これ2月16日の中国新聞のコラムの中で、1つ見つけたんですけど、ちょっと抜粋しますと、国は消防団員1人当たり年額報酬3万6,500円、1回の出動当たり7,000円の手当を支払うとして自治体に渡す地方交付税の額を算定している。ただ、実際の支給額は自治体が条例で定めることになっており、平均年額報酬が2万5,064円、これ2014年度ですが、1回の出動手当が2,562円と算定基準を大幅に下回っていたということになっております。

その1万6,000円が、近隣分団に比べて平均的であるということは、さっきの御答弁によりわかりましたけど、何年もこれ続いているんじゃないかと思います。やっぱり、魅力ある消防団である限りには、やっぱり報酬も少しなりにはあってしかるべき。

例えば、月に1回の消防点検が義務づけられておりますが、それに1時間かかったとすると、1日当たり時給は1,333円となるわけです。これを多いと見るか、少ないと見るかは皆さんの判断によるんじゃないかと思うんですけど、僕は安いと判断しております。

また、再入団できるという御返答でしたが、僕らそういうことを団長になっても聞いたことなかったんで、改めて再入団のほう進めてまいりたいと思います。

なお、AEDに関しては、ほかの地区もそうであったんですけど、この前パッドと電池がなくなって、さあ変えようとしたときに3万円かかるわけです。地区的にはかなり金額は厳しいとなっておりますので、ぜひともそういう自治体に払い下げられた分は、町で負担して、町から見ればそんなに大したことないと思うんで、ぜひ考慮願いたいと思っております。

あと、最後にちょっと言い忘れましたが、団員の分団の統合は、特に僕らのとこ2つあるわけで、両方とも極端に減っております。どんどん進められるところは、進めていただければと思います。

よろしくお願いたします。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 団員の報酬をもう少し増額してはどうかというお話でございます。

今、新聞等で資料を提示いただきましたが、1人当たり3万6,500円、出動手当が7,000円ということでした。地方交付税は、まさにそのような形でカウントされております。要するに面積とか、人口度とかそこらあたりから来る団員数ともまた違うわけございまして、例えば周防大島町で地方交付税の参入額を計算してみますと、確かに年間団員3万6,500円なんですけど、実は、その3万6,500円の内訳は、普通交付税と特別交付税合わせますと1,425万円になるわけでございます。1,425万円を972人の団員で割りますと、1万4,660円しかない、まさにそれよりは1万6,000円というのは大きい数字となっております。

そんじゃあ、その団員数が多い過ぎるのかということになります。これは、まさに、その人口比や面積比とか、集落の形態とかいうのがありますので、一概に団員数が多いとか、少ないとかちゅう議論はなかなか難しいと思います。しかしながら、その団員数の数と人口比っていうのは、やはり国や県では比較の対象になるわけございまして、この人口に対する条例定数の率というのをはじいておりますが、県内で上関町に次いで、周防大島町が人口に対する団員数が多い、上から2番目ということになっております。どのぐらいの数字かと言いますと、人口に対して

5.26%の団員数を抱えておる。上関町が7.65%なんです、ただ、その近隣で言いますと、柳井市が1.66%、そして和木町が1.3%、田布施町が1.1%、平生町1.7%、それに対して周防大島町は、人口に対して団員数は5.26%の団員数を抱えておるということでございますので、当然その人数で割る必要もないかと思いますが、いずれにしてもそういうところのバランスも考えながらやっておるわけでございます。

そうしたらその近隣の報酬について平均的と申し上げましたが、柳井市の1万9,000円、平生町、上関町の1万円、そして、周防大島町の1万6,000円ということからすると、まあ、平均的などこなのかなというふうに思っておるわけでございます。

しかしながら、先ほどから分団等の統廃合ということもありました。この統廃合が果たして本当にいいのかどうかというのも、これは問題あります。今、平野議員さんの浮島地区では、統廃合も可能なのではないかという御発言がございましたが、そういうところも地域によってはあると思いますが、反対に、統廃合をしてもらっては困るという、ぜひとも今の団員数をきちんと今の分団に確保しておいていただきたいという声もあるわけでございまして、そこらあたりから考えますと、今の900名余りの団員数をきちんと確保したほうがいいのかという地区もございまして、そこら辺は、地域地域の事情が皆変わり、違いますので、それらも加味しながら統合されても機能に影響がなければそれはそのほうがいいのかと思いますし、そこらあたりは、これから十分地域の皆さんの声を聞きながら検討していきたいと思っておるところでございます。

AEDは、まさに、今おっしゃられたとおり、町のほうでその消耗品については、十分その取りかえについては町で行いたいと思っております。

○議長（久保 雅己君） 平野議員。

○議員（10番 平野 和生君） 消防団の統合については、旧町ごとの消防団の団長会議があると思いますんで、そこで話が出れば考えればいいとだけ思うだけで、僕らの、旧橋の分団しか僕はわからないんですけど、13分団と14分団が、浮島にありまして、もう僕は帰って30年になるんですけど、30年前は、3年とか5年とか待ってました。今もう、待たなくてもいいどころか、定員割れしております。14分団に至っては、15人のうち9名、もう新規に入ってくる予定もございません。ぜひとも、うちの2つの分団に対しては、統合を進めていけたらいいと思うんじゃないかと思えます。

以上で、この質問を終わります。答弁、結構です。

○議長（久保 雅己君） 以上で平野議員の質問を終わります。

.....

○議長（久保 雅己君） 次に、4番、広田清晴議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今回の一般質問は、椎木町長の政治及び経済面での認識を問う項

目、そして、2つ目として消費税問題、そして、3項目として定住対策について質問します。

安倍総理が昨年以降、靖国神社参拝、そして、閣僚以下その時々々の発言、例えば尖閣諸島問題や竹島問題をめぐる発言、これらが、歴史的には当然私は日本の言い分が正しいというふうに考えておりますが、歴代内閣が実際的には、領土問題は存在しないという形の中でずっと来ておったというのが実態ではないかと、そういうことと合わせて、非常に危惧しているのが集団的自衛権をめぐる問題であります。これは、憲法を変えなくても、その時々々の、いわゆる内閣が閣議決定をすれば自由にできるんだということで、非常に危惧しております。

さきの発言と含めてですね、結局は日本を世界から孤立させ、アジアの中で孤立させ、結果として経済収支、特に貿易収支の悪化を私は招いてくるんじゃないかというふうに危惧しております。

そういう中でですね、町長の政治認識をまず問いたいというふうに思うております。

そして、2項目として、認識の2項目として経済認識です。

経済の安定的発展、これ私は常々言ってるんですが、そこに働く人の所得の増があって、初めて私は安定的に発展していくんだと、特に本町のようなところでは、過疎化が進んでおるわけですから、全体としての賃金、これは減っていきよるとというのが実態ではないかというふうに考えております。

私は、今までも、この一般質問の中で260兆円程度あった時期から、実際的には内部留保の活用で賃金増をということを言ってきました。それは、いわゆる購買力、全体の購買力が、どこに影響して発展していくかという経済の考え方です。この点では、少なくとも私は内部留保の活用、そして、そのことによる賃金増、そして周防大島町内においても基本的には賃金増以外にその町の発展はない、経済の発展はないというふうに考えております。

その点で、町長の考え方、認識を問います。

2つ目として、消費税問題です。

民主党政権のときに、自民公明が一緒になって約束した時期がこの4月から来ます。そういう中で、私が今回改めて問いたいのは、消費税制度そのものが最大の不公平税制、こういうふうに私は言われている点、これを強調したいと思いますが、町長の中にその不公平税制と言われる理由についてどのように認識されておるのか、これが1点目です。

そして2点目として、国税、所得税以下法人いろいろな税があります。そして、その中でもこの消費税が国税の中で滞納額が一番大きくなっている実態を知っておられるでしょうか。これが2点目です。

3点目として、公営企業局を除く2014年、全会計の歳入、歳出の影響について。

例えば私が参加しておる委員会では、公営企業局があります。公営企業局はいろんな面です

ね、大体、1,500万円ぐらいの入りではないかと、そして、出のほう、大体8,000万円ぐらいじゃないかということで、基本的には説明を受けております。

だから、公営企業局を除く2014年全会計の歳入、歳出の影響、また、消費が滞る影響として、周防大島町民全体、これでどのぐらい、いわゆる3%アップすることによってその影響が出るのかという点で聞いておきたいというふうに思います。

次に、定住対策でございます。

いつも、基本的には、衣食住、そして、働く場所、これが安定的な地域の活力になっていくというふうに考えております。そういう中で、今回、若者定住促進としての住宅建設について、どのように考えておられるのか。今まで私が言ってきたのは、町有地を活用してどうにかならんのですか、いうことを言ってきました。町有地の活用については、残念ながら十分な回答ではありませんでしたが、改めてですね、いろんな形があると思いますが、若者が住むような住宅建設、これを求めるものであります。

そして、ここの項目に入れとるんですが、結局は、身近な環境整備の推進、今、御承知のように身近な環境整備では、本課のほうの維持補修費と、基本的には20万円を頭にする500万円程度、そして、小規模という格好で行われておりますが、基準が20万円では、なかなか計画を立てても進まんのではないかとというふうに考えております。その点で特に、椎木町長の考え、これを聞いておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 広田議員さんの、私の政治とか、経済の認識を問うということですが、集団的自衛権をめぐる発言につきましては、与党内でもいろいろ議論が行われておる。昨日も総務懇談会というところで、自民党であります、自民党のその総務会というところが、最終的な意見の集約を図る場であろうというふうに認識しておりますが、その中で、9年ぶりと言われておりました懇談会が持たれて、自由闊達な意見交換が行われておるということでございます。その議論を少しまあニュース等で、新聞等でも拝見しましたが、非常に積極的な意見から、慎重な意見まで幅広くあっておるというふうに思っているところでございます。

このように与党内でも非常に議論が百出しておるということございまして、まずはまあ国政の場におきまして、しっかりと議論をしていただくとともに、その議論の結果が、きちんと国民の理解を得るための努力をきちんとされるべきだということふうに考えておるところでございます。

この問題の冒頭では、たくさんの質問もいただいておりますので、また再質問等でもお答えをしたいと思っておりますのでございます。

次に、町長の政治とか経済に対する認識を問うということでございますので、まず、経済対策も同じでございますが、大きな経済対策の柱というものにつきましては、これは国の1つの大き

な施策の1つだろうと思いますし、また、県が担うものというふうに思っておりまして、直接、町または町長がその施策について、具体的に行うということはなかなか難しいのではないかと、うふうに考えておりますが、せつかくの御質問でありますので、現下の経済状況について私なりの認識で答弁をさせていただきたいと思っております。

昨年末の政労使会議というのがございました。これは総理官邸、要するに政権側と労働側と使用者側ということでございましょう、総理官邸、経済の好循環実現に向けたその政労使の会議のまあ中身でございますが、そのように政権と労働界の代表、そして使用者側ということで経済財政運営等の方針が示されており、これらの内容も引用しながら認識の一端を述べさせていただきます。

日本経済は、まさにデフレが15年以上続いてきておりまして、政府としては三本の矢においてというキャッチフレーズでございました。これは中身とすれば日本銀行による大胆な金融政策、機動的な財政政策、そして民間投資を喚起する成長戦略、この三本の矢においてデフレ脱却に挑戦をするということで、今現在それが行われている最中でございます。

この政労使の会議において、組合側からも、そして経営者側からも建設的な意見がありまして、協力してこのデフレから脱却していこうということで一致し、安倍総理も賃上げに積極的な中小企業、小規模事業者の話から、「三本の矢の果実」は、中小企業、小規模事業者に、そしてそこで働く方々にも広がりつつあると実感したと発言をしておるところでございます。

先週からの経営者側からの春闘の回答を見ておりますと、安倍政権の経済政策は好循環実現に向けて前進しているとの認識であります。しかしながら4月の消費税引き上げももう間近に控えております。そのような間近に控えておりますが、これからの経済財政運営も引き続き次の取り組みによって確実なものにして進むことを確信をしておるところでございます。

次の取り組みということになりますと、1番には企業収益の拡大を賃金上昇や下請取引の適正化に確実につなげていくということが第一でございます。

2番目としましたら、これまでの正規、非正規という二元的な働き方を固定化させるのではなく、それぞれの職場のニーズに応じた多様な形態の正規雇用労働を実現するというところでございます。

3番目とすれば、ワークライフバランス推進の視点も踏まえながら、各個人の希望と企業経営上のニーズに応じた柔軟な働き方の実現に向けて、労使で積極的に話し合うということなどなどあります。

次に、内部留保の活用での賃金増云々ということについてであります。内部留保は賃金の原資となり得るかとの考えであります。企業は利益をため込むばかりでなく、賃金の配分をふやすべきではないかという議論がありますが、政界の一部には、賃上げの原資として内部留保に期待するという一方、経済界は、賃上げには前向きではありますが、取り崩してまでやるのは非

現実的だとして否定的な考えを持っておる経営者が多いようであります。

また、賃上げの手法に関しても労使双方、さまざまな論調があります。いずれにいたしましても、業績が好調な企業が大前提でありまして、危機的な経営状況にある企業や潤沢な自己資本のない中小企業ではなかなか困難なことではないかと考えております。

3番目ですが、定住対策、身近な環境整備の推進ということについて御質問いただきました。

御質問の赤線、青線、いわゆる里道（「消費税から」と呼ぶ者あり）消費税。

消費税の問題について、2番目にいただいております。

「社会保障・税一体改革の大綱」ということで、社会保障の安定財源と財政健全化のための税制抜本改革へ取り組むこととし、国民全てが受益者となる社会保障を支える経費は、幅広い国民負担とする消費税の税率引き上げによる安定財源の確保が前提であるとしており、さらに、消費税は、地方消費税とともに、消費に広く、そして公平に負担を求める間接税とされているところであります。

その上で、議員さんの御指摘の「最大の不公平税制」とは、この消費税が、住民の所得に応じるものではなく、低所得者にも一律に負担が生じることが税制の原則に反するのではないかということだと思われまます。

国民全てが平等に課税されることが租税公平主義の原則であることは承知しておりますが、御存じのとおり、税金には、国税、地方税がありまして、またその中には所得税などの所得課税、贈与税などの資産課税、そして消費税などの消費課税があり、課税形態においてもさまざまであります。

消費税は消費に応じて負担が生じるものであり、これが公平性を欠くとすれば、税制全体の税制改正を行いながら、また支援政策を講じながら、公平性を保持するための対応に努めていくべきものと思っております。

次に、消費税の滞納状況についてであります。個人事業者または法人の納税義務者から、適切、確実に納付されていない消費税滞納額は、国税の滞納額の約半分を占めているという状況については承知しておりますが、東京国税局資料によりますと、平成24年度の新規発生滞納額は全税目で2,351億円、その内消費税が1,121億円となっております。

税は、消費税だけに関わらず、税制度が適切に運営される上で、住民の理解と信頼のもとに適切に収納されるべきであろうと思っております。一方で、その信頼を失すれば、新たな社会保障制度構築への影響も懸念されるところであります。

国においては、これらの社会保障制度を堅持するための安定的財源として、消費税及び地方消費税の引き上げに踏み切ったところであり、滞納対策への取り組みは重要であると認識し、また今後も努めていく必要があると思っております。

次に、平成26年度当初予算における消費税率引き上げによる影響額でございます。12月定例会において見込額を報告しており、これに準じた試算によりますと、その影響額は、一般会計の歳入において、約400万円、歳出においては、約1億400万円と試算をしております。

また、公営企業局企業会計を除く特別会計の総額では、歳入を約760万円、歳出を約2,400万円と試算をしているところであります。

最後に、消費税率引き上げによる町民への影響ということでございます。消費税率の引き上げには、住民生活に直接関わるものであり、その影響は少なくないと推測できます。影響額は個々により大きく異なると考えますが、ここでは、平成21年の全国消費実態調査の統計数値により試算をいたしますと、1世帯当たりの1カ月間の消費支出において約6,000円の増額と試算できます。

国においては、昨年10月に閣議決定をいたしました、経済政策パッケージに基づき、消費税率引き上げによる反動減を緩和し、経済の好循環を実現していくとしており、また、消費税率引き上げによる負担を考慮し、低所得者対策とする臨時福祉給付金事業や、子育て世代の支援とする子育て世帯臨時特例給付金事業などの簡易な給付措置のほか、さまざまな消費税率引き上げに伴う対応を講じることとしております。

本町といたしましても、こうした国や県の取り組みに対応しながら、独自の支援事業にも取り組むとともに、社会保障制度改革については特に注視し、的確で充実した行政サービスを提供することによって、引き続き、住民の安心の確保に努めていきたいと考えております。

次に、定住対策についての御質問でございます。

まず、若者が周防大島町に住み続けるための定住住宅の建設についてであります。平成20年の住宅・土地統計調査では、本町の住宅総数に占める空き家の割合は32%に上っています。全てが使用可能なものではないにしても、相当数の遊休空き家が存在しているということになります。

しかしながら、町の行う移住者向け空き家バンク登録数はまことに低調でありまして、平成23年及び平成24年に行った空き家調査では、バンクに登録しない要因として、盆暮れの帰省、そして改修とか、家財処分費の金銭的負担を回答された方が大半を占めました。

定住に住まいが不可欠であることは、論をまたないところであります。移住・定住者向けの宅地整備については、平成23年12月と平成24年9月の議会定例会で、中本議員さんと広田議員さんからそれぞれ御質問をいただき、町営住宅に40戸余りの空き家があること、民間の不動産業者への影響等にも注意を払うことが必要であることを御説明を申し上げました。

昨年度から、定住促進協議会が、移住を考えている方を対象に体験ツアーを実施しており、既に大島に移住している方々がアドバイスや情報などを話す時間を設け、参加者に好評を得ており

ます。その中で、先輩方は地域が自分に合わないこともあるので、いきなり土地、家屋を購入せず、まず空き家を借りて住んでみた方がよい。慎重になることも大切だと言われております。

せっかく周防大島を気に入って住んでもらうのであれば、不満を持ちながらではなく、楽しいライフスタイルにしていきたいと考えます。

住むことの支援拡充として、まずは遊休空き家の活用を考え、今回平成26年度予算に計上した、移住者向け空き家バンク登録推進事業補助金により、空き家リフォーム費用や家財処分費用の一部を支援し、空き家バンク登録物件の増加を図りたい所存であります。あわせて、町営住宅など既存住宅資源の有効活用を図ってまいりたいと思っております。

また、身近な環境整備の推進についてであります。若者の定住を考えるとき、移住者だけではなく、周防大島町で生まれ育った方も合わせて考えるべきだと考えます。彼らのニーズは何かをマーケティングし、必要とされるサービスを提供していくことが若者定住につながると考えます。

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩します。

午前10時17分休憩

.....

午前10時18分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

椎木町長。

○町長（椎木 巧君） ハード面の取り組みといたしまして、定住にかかるインフラ整備の状況を申し上げますと、水道の普及率は、平成24年度末で88.7%、公共下水道普及率は平成24年度末で18.3%、水洗化率は同じく71.3%となっております。また、町道の改良率は平成24年度末で51.9%となっております。

今後、久賀、大島地区の公共下水道事業の推進を初め、立ちおけているインフラ整備を計画的に進めてまいりたいと考えております。

また、ソフト面の取り組みとして、ゼロ歳児から小学6年生までの医療費自己負担を助成するちびっ子医療費助成事業や、乳幼児、ひとり親家庭の医療費自己負担分の助成をする福祉医療制度自己負担助成事業、保育料の軽減など、子育て世代の定住を支援する取り組みを行っております。

周防大島町に住んでよかったと思っただけのような、ハード、ソフト面の環境整備を進めていくことが、定住に結びつくと考え、実施をしてまいりたいと思っております。

それと、赤線、青線の問題ですね。

御質問の赤線、青線、いわゆる里道や小川、水路、または法定外公共物とも呼ばれていますが、

その維持補修等につきましては、従来から、原材料支給とか小規模施設整備事業補助金等を活用していただき、事業実施に係る経費の負担軽減を図ってまいりました。

また、平成23年度には、地域内の法定外公共物は地域で管理していただくという認識の中で、地域における状況等にも配慮し、公共性や利用頻度の高い当該施設、その法定外公共物ですが、その施設の補修等につきましては、総合支所で実施をいたしております工事費でも施工できるよう運用の変更を行うとともに、運用基準を設けて、地域の環境整備や改善を図っているところがあります。

法定外公共物の維持補修に係る工事費の実績を申し上げますと、昨年度は18件、214万1,160円。今年度は1月末で13件、143万2,988円となっております。

また、従来からの原材料支給や小規模施設整備事業補助金における法定外公共物に係る経費につきましては、原材料支給は昨年度55件、287万1,126円、今年度は1月末で35件の96万896円。小規模施設整備事業、補助事業であります。昨年は4件、36万8,000円、今年度は1月末で4件、128万6,000円の補助金交付となっております。

このことは、地域や関係者からの要望について、地域の負担軽減も考慮しながら協議する中で、地域の状況や運用基準に沿った結果だと考えております。

いずれにいたしましても、地域におかれましては、工事費はもちろんでありますが、原材料支給、小規模施設整備事業補助金等の制度を幅広く活用していただきますとともに、町といたしましても制度の運用につきまして、一定の基準の中で、地域の実情に応じた柔軟な対応を引き続き進めてまいりたいと考えております。

その今御質問のこのような事業につきましては、総合支所に対応しておるということございまして、先ほど20万円というお話が出ましたが、この20万円でくぎっておるっていうのは、これは決済区分の問題とか、または、契約の問題等もありまして、例えばその大きな金額も全部そこでやってしまうということになりますと、やはり設計書をつくり、入札にかけるといふようなことになりまして、非常に煩雑なといいますか、時間もかかるものでございますから、できるだけ直接総合支所で工事が発注できるという分で、できるだけ速やかに工事が進むというようなことを考え、20万円ということにいたしておりますが、ここらあたりは各総合支所長さんや、地域支援班長の非常に柔軟な考え方で対応していただいておりますというふうに考えております。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） まず、椎木町長の政治面での認識を問うた部分について再質問をします。

御承知のように、今、椎木町長の答弁はもう少しですね、自民党内の議論を聞いて国民にどう

理解されるか、ここが問題だということだで答弁された、大きくくりで言えばね、そういう答弁じゃったんじゃないかというふうに思います。

それで、中身としては昨日から今日にかけてのテレビニュース、これを用いて答弁をされたというふうに聞いておりました。その中で実際にマスコミが既に言いよるのは、今朝、昨日、これは自民党内のガス抜きではないかと、こうなったら非常に大事な問題が、いわゆるすっていつてしまう可能性がある、もう1つは、内閣総理大臣の下に委員会をつくってですね、それが実態として取りまとめをしていくというような格好でマスコミが流しておりました。これが、昨日から今日にかけてのマスコミじゃなかったかと。

ただ、町長のほうは、いわゆる日本国憲法から見てですね、これはいわゆる解釈、いう格好の中で変更していこうという考え方ですが、憲法から見て今の安倍内閣の発言や、やり方、いわゆる基本的には立憲主義って言うんですが、憲法によって立つ考え方、これからすれば実際的には無理ではないかというふうに私はとっております。町長は、そこでどういうふうに考えておられるのかというのが聞きたいところです。

答弁をお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今、相当幅広い御質問でございますので、あれですが、総理の靖国神社参拝に関する問題とか、または、そのそれから発生する集団的自衛権の問題ということがございますが、先程申し上げましたように、当然まあその、政権、政府のほうできちんとしたその方針対応を決められて、それがきちんと国民に対して説明があり、なおかつ国民がそれをきちんと理解し、それにまあ賛同できるものでなければならないということは、先程答弁したとおりで思っております。

それで、これもそのようなことなのかどうかも私が言ったからどうこうちゅうことはないと思いますが、これまで、いろいろ議論されて来ておまして、当然、その賛成、反対の議論があると思いますが、私もいろいろなそういう報道の中から見ると、特に靖国神社の問題につきましては、一連の騒動は昨年12月の26日、安倍首相が突然靖国神社を参拝したことから始まるというふうにこうなっております。

しかしながら、このことをどのように正確に捉えるべきだというふうに思うんですが、あのまず第一に、この靖国神社の問題については、ずっとまあこれは過去からも議論されてきて相当な、歴代全部じゃないと思いますが、相当な日本の内閣総理大臣としてから参拝される方がたくさんおられております。

そして、その中で問題となっておるのが、やっぱり政教分離原則の問題とか、または、信教の自由の問題とか、または諸外国との歴史認識の問題とか、または最後にそのA級戦犯合祀にか

かる問題と、というようなことがあるんだろうと思います。

そこで先程の、政教分離とか、信教の自由とかいうことになりますと、これは、日本憲法の20条で、次のように信教の自由を保障し、政教分離の原則を掲げております。信教の自由は何人に対してもこれを保障するとか、いかなる宗教団体も国から特権を受け、または政治上の権力を行使してはならないということで1と2は、確実にはっきりと明示されておるわけでございまして、そのような分野と、もう1つは、3番目の歴史問題については、非常に中国とか、韓国から反発が強いということもあります。これについても、そのどの時期からこういうことがだんだんと起こって来たかということもございまして。例えば、ずっと従前に総理が参拝したそのときから確実に起こってきた問題ではなくて、その中途からこういうことが起こってきたということもございまして。

もう1点、最後の4番目の合祀の問題につきましても、これもいろいろ議論があるわけございまして、合祀とは、2柱以上の神を1つの神社に祭ることというふうな趣旨であるというふうにして思っておりますが、しかしながらその合祀した1つの神をどういうふうに分けるのかというふうな問題とか、いろいろな問題が出ておるので、先程申し上げましたようにぜひとも政府間、政府のほうで1つのきちんとした方針を出され、それがきちんとした国民の議論を待って、そして国民にきちんとして理解された上で、その決定的な方針が待たれるべきではなかろうかというふうにして思っております。

一応私も、特に確定的に私がどうこうする認識はないと思いますが、そういうふうないろいろな議論がされておるといふことも、私の認識だといふふうにしていただいたら結構でございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 次に、経済認識について質問します。

御承知のように実際的に経済の安定的発展っていったら、どこの地域でどれだけ消費して、それで実際の日本全国でどれだけ消費していくのか、その商品によるいわゆる動向が基本的には景気の基本になります。

ですから、周防大島町長として、私はかなりの町長自身の影響力は、町内でもあるというふうにして聞いてます。例えば、周防大島町のいわゆる給与、そして賃金、いわゆる地方に雇い入れる賃金、それらを実際的には消費の動向に大きく影響を受ける、これが基本的には私の考え方です。

ここ六、七年になるかもわかりませんが、ほとんどですね皆さん方、公務員賃金は上がってない状況が続いておる。それで実際的には、賃金のほう、雇い入れのほう、これも最低の賃金形態で雇用されているんじゃないかと、いわゆる各、皆さん方が雇われるアルバイト、それは最低の状況じゃないかと。

その辺のところ、経済の理屈を当てはめてみたら、結局は、購買力のアップになるんじゃない

いかというふうに思われます。その点で、町長のいわゆる認識、これを聞いておきたいと思えます。

先程、何でかっていうと、やっぱり町長の考え方の中に、それじゃあ自分として、自分が町長としてどういうふうに町内でやっていこうかという部分がないんで、若干答弁を求めておきたいというふうに思えます。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 町内での経済についての問題という認識でございますが、今、町の職員の人件費のことについてから御質問がございました。まさに、言われたことはそのとおりだと思います。

例えば、これ平成17年から24年までの今ここに資料がありますが、例えば一般会計の給料総額につきましては、年々下がっておるという状況でございます。これ下がっておるのは、個々のことでもあります、実は職員数が平成17年の326名から平成24年の226名までは一般会計では下がっておるわけです。

こういたしますと、当然のことながら、一般会計に占める給料総額は13億2,900万円から9億1,800万円までは下がってきておるということでございます。

そして、職員数は先ほど申し上げましたように326名から226名に下がってきております。そういたしますと、1人当たりのその給料額はどうかということになりますが、ここにつきましては、総額は下がるのは人数が下がるからということになりますと、それは1人当たり換算しますと、特に大きく下がっておるというわけじゃございません。まあ今言われましたように、賃金が伸びてないということを言いたいんだろうと思えますが、まさに、賃金は伸びて、賃金というか、1人当たりの額は伸びていない、大体1人当たり400万円前後ということになっております。

それはなぜかと言いますと、平成17年は人事院の勧告が0.36ありましたから、それから後はなし、また平成19年0.35あり、また次はなし、そして今度は平成21年にはマイナス0.22の人事院のマイナス改定、そして22年にはマイナス0.19、23年にはマイナス0.23というマイナス改定があつてきておるということも大きな要因だろうというふうに思うわけでございます。

また、一方、期末勤勉手当の総額でございますが、これも総額で言えば当然職員数が減っておりますから、相当落ちてきております。そして、これは、1人当たりの総額は、年間の数字でしようが170万円から150万円ぐらいまで落ちてきております。これなぜかと言いますと、これは、年間の期末勤勉手当の総支給月数が平成17年には、4.45カ月分であったものが、実は今現在は3.95カ月分ですから、これは当然その人事院勧告に伴うボーナスの支給額の減と

ということなので、特に賃金形態の中でから下げているということではなくて、これは全国の公務員に課せられた人事院勧告を忠実に守っておるということのあらわれだと思っております。

そのようなことからしますと、どのようにして、これは今、御質問は、特にこの役所で働く公務員だけのことを言っておるのではないと思いますが、やはり全体的な日本全体の大きな景気の浮揚がなければ、言うなればデフレの克服がなければ、これはまた成長戦略にいかない、成長戦略にいかないならば、賃金の上昇はないということの1つの表れであるというふうに思っております。これは先ほど冒頭の答弁でも申し上げましたが、一周防大島町だけで何とかもするっていうことは、非常にいかんともしがたいことだろうと思っておりますが、ぜひとも、今、国で進めております経済対策を早期に効果のあるものに実現をしてもらいたいというのが思いでございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 次に、経済の問題で、もう1個言うちよくと、町長のいわゆる取り扱いの範囲で、先ほど給与、いった側面が、いわゆるここに雇用されておる職員、いわゆる昔からいう正規職員の皆さん方です。一方、法律改正です、アルバイト、非正規がかなりふえとるというのも実態のとおりだろうというふうに思います。

ここにですね、どういうふうに、いわゆる実態として上げていけるかというのが、町長の裁量権の範囲だろうというふうに思います。これ誰が見ても、今年度のいわゆる一般の雇用者の4月1日から始まる雇用者の賃金をどのように求めていくか、おいていくか、この一つ一つがある意味では、3%に対するいわゆる反感部分と言いますか、実際的には努めて上げていく必要があるんじゃないかというふうに思っておりますが、今かなり、賃金の部分の人数が全体予算の中で増えちゃうんじゃないかと、これ私の認識です。そこに対する、底上げ、賃金での底上げ、これをどう捉えるのか、私は一定程度上げていってもいいんじゃないかというふうに思っておりますが、その点での町長の認識をちょっと聞いちゃきたいというふうに、これ、認識です。

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩します。

午前10時38分休憩

.....
午前10時45分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 広田議員さんの町内での雇用対策や、もう1つは、経済対策にどのぐらいの努力をしないとという御質問だったというふうに思います。

直接的にまだ私報告はもらってないんですが、出席の議員さんからお話を聞いたわけなんですが、先般、地域活性化特別委員会の中でも、そのような町から各雇用形態とか、例えば反対に町

のほうのような仕事に雇用してほしい、特に、大きな賃金ではなくてもいいから、例えばパート的な雇用もやってほしいというような意見があったというふうなことをお聞きしまして、早速どのくらいの雇用対策、雇用対策っていったらおかしいですが、町のほうで雇用をしておるかというのをしておりますので、これはまた詳しい個人名は抜いてまた皆さんにも資料として差し上げたいと思いますが、ちょっと2つに分かれております。

1つは、社会保険料の納付義務がある方、要するにある程度は常勤的な形の方でございますが、これが約48名で、年間の報酬額というのが約5,900万円ぐらい出ております。そして、これは、社会保険を掛けなくてもいい形態の方なんですけど、これはちょっと中身はまたいろいろありますんで、後で説明しますが、この方が約486名で、1億5,800万円出ております。

だからこれは、町の職員が少なくなって、町の人件費が下がってきておるといいますが、それは相当な部分を外に出ておるということになります。しかしながら、議員さんの御指摘は、その賃金が安すぎるんじゃないかというようなお話ではないかと思っております。

賃金につきましては、最賃法がありますが、これについて今年の10月からその賃金改定を行っております。その改定率が2.8%でありまして、ちょうど消費税の3%にほぼ当たるということで、今年の10月から改定をいたしております。

そして、今申し上げました件につきまして、どのようなものに雇用しておるんかということをおし上げておきたいと思っておりますが、例えば、町の外郭的な、社会保険料をまず納めるほうの部分でございますが、町の施設ではありますけど、外郭的な方で、町の実地の、町の職員が直接やっていない場合、例えば防災センターの職員とか、町営渡船の船員とか、または久賀の福祉センターの職員さんとか、または地域包括支援センター、健康づくり班の仕事のサブに入っていていただく臨時職員、または農業委員会、また学校給食調理員、または英語指導助手、嘱託職員、学校事務補助員、大島文化交流センターの非常勤職員、大島の図書館、東和の図書館、橘の図書館、また体育館等、これらで先程申し上げました約5,900万円ぐらいの賃金等が出ております。

そしてまたこれは、もう少し短期的な雇用でありますけど、社会保険に加入しないという方でございますが、どういうもんがありますかと言いますと、選挙が1つ、もう1つは、庁内の通送便を運送していただいております方、そして公用車の運転手、防災センター、または、行政連絡船、また浮島、情島等、またあちこちの草刈り清掃というようなこともあります。地域おこし協力隊も1つですし、また、各庁舎の日直、宿直の業務、または出張所の職員の業務というのもあります。そして、各保育所の臨時職員、介護保険課のケアプランの作成のための、そういう技術的な職員、竜崎温泉のプールの指導員、そして建設課では大きなものとして町道の草刈り清掃、または、河川港湾の樋門の管理、そして商工観光課で言いますと星野哲郎記念館とか、ウィンドパークとか、公衆トイレの清掃、そして水産課では大きいものは、樋門の管理とか、農林課では

農道林道の草刈り清掃と、生活衛生課では一番大きいのは、廃棄物の処理業務の委託でございます。当然、斎場等の管理運転業務を外注しております。

上下水道では、水道の検針、水道の草刈り、水道の施設の管理、教育委員会も各施設の草刈り剪定と、また学校用務員、離島の給食調理員、そしてまたスクールバスの運転業務、特別支援員など、そして社会教育課では、たくさんの施設の管理と、臨時職員ということで、約延べ486名で1億5,800万円こちらが出ておるといふことで、これは、町が雇用してることになってますが、常勤的でないのも大半ですが、そのようなことで、先般地域活性化特別委員会の中でもそういう臨時的な働き口がもっとあるといいというふうなお話があったというふうな情報をいただきましたんで、これをまた皆さん方にも資料提供さしていただきたいと思っております。

町の職員は、確かに381名から265名まで下がってまいりました。しかしながら、それだけではやはり町の行政つちゅうのは回らないので、いろいろなとこにそういう短期雇用の方を入れながらやっておるわけございまして、これは反対に言えばそのそういう働き方でないと働けないという方もおるわけございまして、そこにもやっておるわけございまして。

ただ、反対に、常勤雇用がいいという人も当然おりますが、その常勤雇用じゃ困るといふ人も当然おるわけございまして、これが経済対策になっているかどうかって言われますと若干問題があると思っておりますが、しかしながら働き口とすれば、町の施設の中だけでもこのように働き口ができておるといふことでございまして。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 私はよく言うんですが、いわゆる町内で雇用の場が減っていくほど、その町はさびれていくわけです。例えば、働く場で一番、喪失のほうで大きなのが、いわゆる合併問題、かつて議論しました。これ、大体、合併後、大体40人余りの雇用の場がなくなっております。それとまた、総合、県の庁舎、これもかなり労働力が減っております。その中で、かなり雇用の場がなくなるとともに、消費力がなくなってくるという側面があるんで、町長の、ぜひ今提起した問題、いわゆる雇用の場をどう持って行くかと、含めて努力していただきたいというふうに考えてます。

そういう中で町内で消費していける人を増やしていくというのが、私は安定的な、町運営にとっては大事な課題だというふうに考えておりますので、ぜひこの点は申し入れておきたいというふうに思います。

あと、残念ながら、時間がちょっと迫っていると思います。あと、数分ですか。（「3分です」と呼ぶ者あり）3分。いうことで締めに入りたいと思います。

実は、消費税が一番の不公平税制というのは、戦後一貫して、いわゆる能力に応じて税金を支払う、これが基本でした。それが消費税導入後、実際的には、消費税が転嫁できない、そしてさ

つき町長も答弁されたけど、消費税そのものが滞納がかなりふえておる。国税の中でも半分以上、ということでふえておるというのも実態です。さてその中で、実際的に先ほど入りと出で答弁がありました。

ここでちょっと提起しておきたいのは、工事費における単価の見直し、これがですね、いわゆる業者にとっては非常に大きな課題だというふうに見ております、私は。他の人はどうかわかりません。そこで、単価の見直しによって影響分を抑えるというのが新年度予算の中で私はやられてもえかったんじゃないかというふうに思うておりますが、単価の見直しまでは手がつかなかったのか、どうなのか。

例えば、通常的には工事費等についての単価の見直しについては、基本的には新年度予算の中じゃあどうだったのか、これが1つの業者は消費税をアップで抑えます。実際的には、単価は上がっていくという形態があるわけです。その中で町行政として、いうたら、これは今の段階じゃあ入れてないって言われるかも解らるので、実際的には今後、検討課題ではないかというふうに考えておりますが、町長のほうの考え方聞いておきたいと思います。

それと、2件目として、あらゆるもん、ごみ袋収集以下、あらゆるもんが町民のほうに負担となってあらわれておりますので、ぜひですね、その辺の対策も改めてやっていかにやいけんのんじゃないかという提起であります。かなり、4月1日以降、ごみ袋含めて上がっておりますので、ぜひその辺を検討をして対策を求めておきたいというふうに考えております。

その点で、町長の考えがあつたら聞いておきたい。前半部分の工事費に対する単価の上乗せ部分とか、もう1つは、雑入そのほかかなり大きく住民負担が上がっておるので、ぜひその辺をお願いしちょきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 前段の公共工事の価格設定の問題ですが、当然、その市場単価に見合う見直しはあるとは思っております。もう1つは、要するにその公共工事を積算する場合、その単価も歩掛表、標準歩掛表も全て国、県のほうから示されております。だから、このことについて標準歩掛表の歩掛単価が変われば、当然町のほうは変えていくということでございまして、町独自で単価を見直すとか、歩掛を見直すということはなかなか難しいというふうに思っております。最近の動向で見ますと、それぞれの単価も物価の単価も、人件費の単価も、歩掛の率も、全て上昇傾向にあるということは間違いのないと思います。

それに加えて最低制限価格の引くラインも上がってきておるということでございまして、このことについては、消費税の分も当然転嫁されますが、それにあいまって少しずつ上がってきておるといのは実態だと思います。

要するに、そのようなこと、それは工事の関係ですが、それとは別に消費税が改定されること

によって町民の負担が増えるということは、先ほど若干試算的には申し上げましたが、それに対して何らかの手当てはないのかということですが、まさにそれは賃金の上昇を待つしかないということなんだろうが、ぜひともそれは今国のほうでも一生懸命消費税の影響が少ないようにということで、いろいろな手立てもしておりますし、またさらにそれに対して賃金上昇するように、ベースアップをするようにとか、または昇給率を改定するようにということが盛んに言われておるわけでございますので、ぜひともそれに期待をしたいというふうに思っております。

○議員（4番 広田 清晴君） 終わります。

○議長（久保 雅己君） 以上で、広田議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

○議長（久保 雅己君） 本日の日程は全て議了しました。

本日はこれにて散会いたします。次の会議は、3月24日午前9時30分から開きます。

午前11時00分散会
